

執筆:

E-mail [張 翠萍](#)E-mail [蔡 雯嫻](#)E-mail [李 源](#)E-mail [志賀 正帥](#)E-mail [林 婧](#)

## 1. 国務院機構改革方案<sup>1</sup>

全国人民代表大会、2023年3月10日公布、同日施行、全国人民代表大会決定

第14期全国人民代表大会第1回会議において、2023年3月10日に国務院機構改革方案(以下「本方案」という。)が決定され、5年ぶりに国務院機構の改革が行われることになった。これを受け、国務院は2023年3月16日に、「機構設置に関する通知」<sup>2</sup>、「部・委員会が管理する国家局の設置に関する通知」<sup>3</sup>を公布した。

国務院は、中国の最高権力機関(全国人民代表大会)の執行機関であり、最高国家行政機関である<sup>4</sup>。本方案は、2018年の国務院機構改革に続く、組織機構・管理体制・人員編制に関する新たな改革を定めたものである。本方案における組織機構に関する変化は、主に以下のとおりである。

### (1) 「国家金融監督管理総局」の設立及び証監会の国務院直屬機構への調整

これまで、中国の金融業に対する監督管理は、中国人民銀行(中央銀行に相当する。)、中国証券監督管理委員会(以下「証監会」という。))及び中国銀行保險監督管理委員会(以下「銀保監会」という。))が担ってきた(いわゆる「一行两会」<sup>5</sup>という仕組みである。)。本方案によって、中国の金融監督管理体制について以下の改革が行われた。

1 中国語: 国务院机构改革方案

2 中国語: 国务院关于机构设置的通知

3 中国語: 国务院关于部委管理的国家局设置的通知

4 国務院は、以下の(a)~(f)から構成される(太字は、本方案における改革が関係する機構である。))。

(a)国務院弁公庁

(b)国務院構成部門(外交部、国家發展改革委員会、司法部、商務部、中国人民銀行等)

(c)国務院直屬特設機構(国有資産監督管理委員会)

(d)国務院直屬機構(税関総署、国家稅務總局、国家市場監督管理總局、**中国証券監督管理委員会(※本方案の施行前は「直屬事業單位」)**、**国家知的財産權局(※本方案の施行前は国家市場監督管理總局が管理する国家局)**、**信訪局(※本方案の施行前は国務院弁公庁が管理する国家局)**等)

(e)国務院事務取扱機構(国務院研究室等)

(f)国務院直屬事業單位(新華通信社、中国科学院、中国社会科学院等)

また、(b)国務院構成部門及び(d)国務院直屬機構の下には、更に「部・委員会が管理する国家局」(例えば、国家外貨管理局(中国人民銀行が管理)、国家藥品監督管理局(国家市場監督管理總局が管理)、そして、本方案により新設された**国家データ局**(国家發展改革委員会が管理)等)が設置されている。

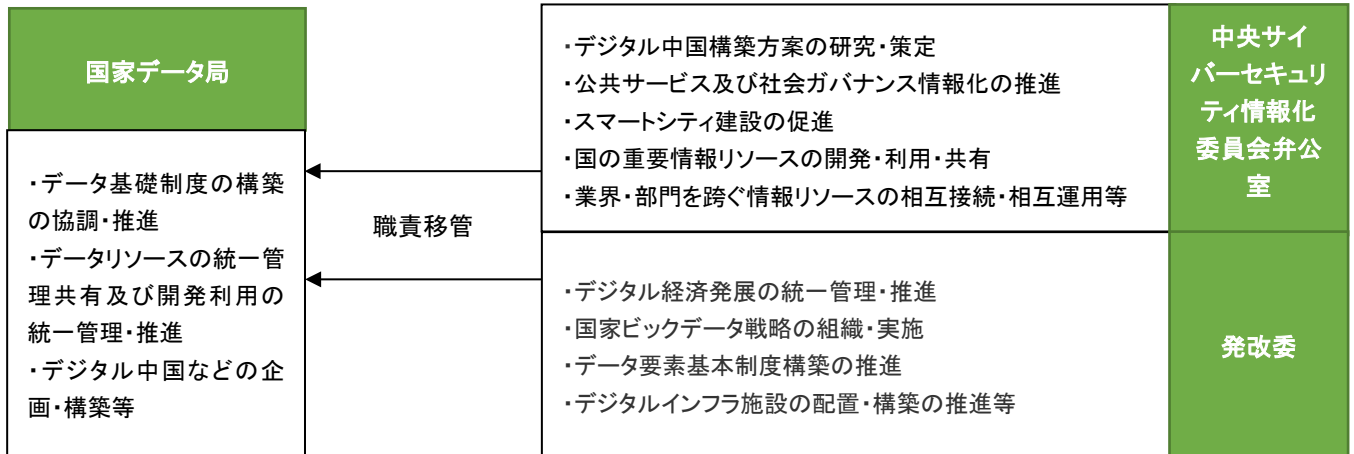
5 「一行」とは中国人民銀行を、「两会」とは証監会及び銀保監会をそれぞれ指す。なお、銀保監会は、2018年の国務院機構改革において、中国銀行業監督管理委員会(以下「銀監会」という。))と中国保險監督管理委員会(以下「保監会」という。))との合併により設立されたものである。2018年の国務院機構改革までは、中国人民銀行、証監会、銀監会及び保監会の「一行三会」による金融管理監督体制となっていた。

- ① 国務院直屬機構として「国家金融監督管理総局」が新たに設立された。
  - ・ 国家金融監督管理総局は、従前の銀保監会の職責を受け継ぎ(銀保監会は廃止)、証券業を除く金融業の監督管理を行うことになった。
  - ・ また、金融持株会社などの金融グループに対する日常的な監督管理及び金融消費者保護関連の職責が中国人民銀行から、投資者保護の職責が証監会から、それぞれ国家金融監督管理総局に移管された。
  - ・ 上記により、今後の金融管理監督体制の大枠としては、証券業の監督管理を証監会が、証券業を除く金融業の監督管理を国家金融監督管理総局が担うことになり、また、金融消費者・投資者保護に関わる業務などが国家金融監督管理総局に集約された。
- ② 証監会が国務院直屬事業単位から国務院直屬機構に調整された。なお、従前より証監会が担ってきた株券などの発行に係る審査・認可業務に加え、本方案は、資本市場の監督管理責任を強化すべく、債券発行の審査・認可業務をも国家発展改革委員会(以下「**発改委**」という。)から証監会に移管させた。

今回の改革により、中国の金融監督管理体制は、「一行两会」から、中国人民銀行、国家金融監督管理総局及び証監会の「一行一局一会」に変わった。銀保監会は廃止されたが、新しく設立された国家金融監督管理総局及び直屬事業単位であった証監会は、いずれもよりランクの高い国務院直屬機構と位置づけられただけでなく、それぞれの業務範囲も拡大されたため、金融業に対する監督管理が重要視されていることが窺える。

## (2) 「国家データ局」の設立

発改委の配下に置かれる国家局として、「国家データ局」が新たに設立された。同局は、データの統一管理・共有や利用開発に係る職責の相対的な集中を図るべく設立されたものである旨の説明がなされている<sup>6</sup>。なお、中央サイバーセキュリティ情報化委員会弁公室<sup>7</sup>及び発改委が担っていた下記の職責は国家データ局に移管させられたが、関心を集めているデータ安全保護や越境移転などに関する管理職責は依然として国家インターネット情報弁公室(以下「**CAC**」という。)が担うことになっている。



## (3) 2つの国家局(国家知的財産権局、国家信訪局)の国務院直屬機構への調整

- ① 知的財産権強国の構築の推進を加速化すべく、国家市場監督管理総局(以下「**SAMR**」という。)が管理する国家局であった「国家知的財産権局」は、国務院直屬機構に調整された。今後の職責分担としては、引き続き、商標、専利等の分野のエンフォースメントの職責は市場監督管理当局の総合法執行チームが担当するが、関連する法律執行の業務は国家知的財産権局の専門指導を受けることになっている。

<sup>6</sup> 国務院機構改革方案に関する説明(2023)([http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/08/content\\_5745356.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/08/content_5745356.htm))

<sup>7</sup> 国務院事務取扱機構である CAC は、中央サイバーセキュリティ情報化委員会弁公室とは「一つの機構、二つの看板」の関係にある。

② 人民信訪<sup>8</sup>業務を強化・改善すべく、国務弁公庁が管理する「国家信訪局」は、国務院直屬機構に調整された。かかる調整は、党の大衆路線を貫徹し、人民の根本的な利益をより一層保護するためのものである旨の説明がなされている<sup>9</sup>。

上記以外に、本方案は、科学技術部の再構築、地方の金融監督管理体制の改革、中国人民銀行支店機構の改革、国有金融資本管理体制の整備、金融管理部門業務人員の統一的な規範管理の強化、農業農村部の職責最適化、高齢者の業務体制の整備、中央国家機関の人員編成の縮小等をも定めている。

## 2. 「独占合意禁止規定」<sup>10</sup>、「市場支配的地位濫用行為禁止規定」<sup>11</sup>、「事業者結合審査規定」<sup>12</sup>、「行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の制止に係る規定」<sup>13</sup>

国家市場監督管理総局、2023年3月10日公布、同年4月15日施行、部門規則

2022年6月24日に「独占禁止法」が改正された後(以下「2022年独占禁止法」という。)、SAMRは、2022年6月27日に独占禁止法に関するⅠ「独占合意禁止規定」、Ⅱ「市場支配的地位濫用行為禁止規定」、Ⅲ「事業者結合審査規定」、Ⅳ「行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の制止に係る規定」を含む6つの付屬法令の意見募集稿を公示した<sup>14</sup>。2023年3月27日に、意見募集を経た上記Ⅰ～Ⅳの法令が正式的に公布され、また、それぞれの施行日である4月15日に、各法令に対応する暫定施行規定<sup>15</sup>が廃止された。

本稿では、企業と特に関わりの深い法令Ⅰ～Ⅲを中心に、暫定施行規定及び意見募集稿からの変更点を概観する<sup>16</sup>。

### (1) 独占合意禁止規定(本節において「本規定」という。)

#### ① 関連市場画定に関する要素の追記

関連市場の画定について、「関連市場の画定に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン」<sup>17</sup>では、需要代替及び供給代替の分析という二つの画定方法が提示されている。本規定は、この二つの画定方法を明記したうえ、関連商品市場及び関連地域市場の具体的な考慮要素をそれぞれ需要代替及び供給代替の観点から追加した。なお、本規定は、「プラットフォーム経済分野の独占禁止に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン」<sup>18</sup>をたたき台として、プラッ

<sup>8</sup> 信訪は、中国独特の制度であり、個人、法人又はその他の組織が関連する国の機関・部門に対してネットワーク、手紙、電話、ファクシミリ又は直接の訪問等の方法により、陳情又は苦情を申し立て、関連する機関・部門がそれに対応を行う制度である。

<sup>9</sup> 国務院機構改革方案に関する説明(2023)([http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/08/content\\_5745356.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2023-03/08/content_5745356.htm))

<sup>10</sup> 中国語: 禁止垄断协议规定

<sup>11</sup> 中国語: 禁止滥用市场支配地位行为规定

<sup>12</sup> 中国語: 经营者集中审查规定

<sup>13</sup> 中国語: 制止滥用行政权力排除、限制竞争行为规定

<sup>14</sup> 詳細は弊所 HP 掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2022年7月15日号\)](#)」を参照されたい。

<sup>15</sup> すなわち、Ⅰ「独占合意禁止暫定施行規定」(中国語: 禁止垄断协议暂行規定)、Ⅱ「市場支配的地位濫用行為禁止暫定施行規定」(中国語: 禁止滥用市场支配地位行为暂行規定)、Ⅲ「事業者結合審査暫定施行規定」(中国語: 经营者集中审查暂行規定)、Ⅳ「行政権力の濫用による競争の排除・制限行為の制止に係る暫定施行規定」(中国語: 制止滥用行政权力排除、限制竞争行为暂行規定)である。

<sup>16</sup> Ⅰ、Ⅱ、Ⅳに共通する改正として、a. 独占事件の立案条件を明確化したこと、b. 事情聴取の内容、手続、方法を詳細に規定したこと、c. 書面形式で実名通報を行った者のフィードバックを得る権利を保護する旨の規定を設けたことなどが挙げられる。Ⅳは、行政権力の濫用による競争の排除・制限行為について、2022年独占禁止法で新設された公平競争審査制度や、事業者と提携合意や備忘録を締結するといった新たな形式の独占行為などについて更なる詳細な規定を設けた。

<sup>17</sup> 中国語: 国务院反垄断委员会关于相关市场界定的指南

<sup>18</sup> 中国語: 国务院反垄断委员会关于平台经济领域的反垄断指南

トフォーム経済分野における関連市場を画定するための指針を新たに設けた<sup>19</sup>。

- ② 競争関係を有する事業者の範囲の明確化  
水平的独占合意における「競争関係を有する事業者」の定義について、本規定は、「同一の関連市場で競争する実際の事業者」のみならず、「関連市場に進出して競争する可能性のある潜在的事業者」をも含むと定めた。
- ③ データ経済分野における独占合意に関する規定の整備  
本規定は、データ経済分野における独占合意について、2022年独占禁止法9条の内容を再確認し、データ・アルゴリズム・技術・プラットフォームルール等の手段による水平的独占合意及び垂直的独占合意の形成を禁止する旨をそれぞれ明記した。例えば、アルゴリズム・プラットフォームルール等の方法を利用した価格カルテルも禁止対象として追加され、また、アルゴリズム・プラットフォームルール等を利用した再販売価格の指定などが明確に禁止された。
- ④ セーフハーバー制度の適用条件の削除  
2022年独占禁止法で創設された水平的独占合意におけるセーフハーバー制度の適用条件について、本規定の意見募集稿では、a.関連市場における市場シェアが15%を下回り、b.競争を排除・制限することを証明する証拠がないという具体的な要件が設定されていた。しかし、本規定ではこれらの条件が削除されたため、具体的な適用条件については、SAMRが別途定める基準を参照する必要がある。
- ⑤ 独占合意を主導し、及び実質的に幫助する行為の内容の調整  
2022年独占禁止法19条により、他の事業者による独占合意の形成を主導し、又は実質的に幫助する行為を禁止することが明確にされた。本規定の意見募集稿では、競争関係を有する取引相手との意思に関する連絡又は情報交換を主導する行為については行為者の「故意」が要件とされていたが、本規定は「故意」を削除し、行為者の主観を問わないこととした。また、実質的な幫助行為についても、本規定の意見募集稿における「競争の排除・制限との間に因果関係が存在し、かつ著しい効果を有する行為」という定義規定を、本規定では「必要なサポートの提供、肝要な利便条件の創出又はその他の重要な幫助を含む」という表現に調整された。
- ⑥ リニエンシー制度の適用範囲の明確化  
本規定はリニエンシー制度(処罰減免制度)に関する単独の条項を新設し、適用主体、申請条件・時期、提出書類、処罰の軽減の幅・免除等を明確に規定した。適用主体については、一定の例外<sup>20</sup>を除き、a.独占合意を形成した事業者のみならず、b.独占合意の形成を主導した事業者及び独占合意の形成に実質的な幫助を提供した事業者、c.法定代表者等が独占合意の形成について個人責任を負う場合のその個人も対象となりうる<sup>21</sup>。

## (2) 市場支配的地位濫用行為禁止規定(本節において「本規定」という。)

本規定は、市場支配的地位濫用行為の認定ルールをより具体化し、また、上記独占合意禁止規定とともに関連市場画定に関する要素の追加などを行った。

以下では、プラットフォーム事業者による市場支配的地位濫用行為に関する規定の改正に絞ってポイントを整理する。

まず、市場支配的地位を有するプラットフォーム事業者による自らへの優遇的措置を禁止するという本規定の意見募集稿の規定<sup>22</sup>が削除された。もともと、自らへの優遇的措置が2022年独占禁止法に定められている差別的取扱いに該当する可能性があり、また、国務院反独占法執行機構(SAMR)によって市場支配的地位の濫用行為と認定される可能性があるとして解されているた

<sup>19</sup> 特に、プラットフォーム全体を1つの関連商品市場と画定することができ、また、複数の関連商品市場を別々に画定し、各関連商品市場間の関係及び影響を考慮に入れることもできる、という点が重要であると思われる。

<sup>20</sup> 独占合意の形成において a. 主要な役割を果たし、b. 他の事業者を脅迫して独占合意の形成・実施を行わせ、又は c. 他の事業者の当該違法行為の中止を阻止した者については、処罰を免除してはならないとされている。

<sup>21</sup> 「水平的独占合意案件におけるリニエンシー制度に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン」(中国語: 国務院反壟断委員会 横向壟断协议案件宽大制度适用指南)は、水平的独占合意のみを対象としていたところ、本規定は独占合意の類型を限定せず、適用範囲を拡大した。

<sup>22</sup> 本規定の意見募集稿では、市場支配的地位を有するプラットフォーム事業者がデータ及びアルゴリズム、技術並びにプラットフォーム規則等を利用し、正当な理由なく、プラットフォーム内事業者と競争する際に、a. 自らの商品を優先的に展示・排列する、b. プラットフォーム内の事業者の非公開データを利用して自らの商品を開発し、又は当該データを自らの意思決定の参考にするといった優遇的措置を自らに与えてはならないと規定されていた。



め、かかる措置については依然としてリスクが存在すると思われる。

次に、本規定は、前掲の「プラットフォーム経済分野の独占禁止に関する国務院独占禁止委員会のガイドライン」の関連規定の一部を取り入れ、プラットフォーム経済領域における市場支配的地位濫用行為に対する規制を強化した。主に下表のものを挙げることができる。

濫用行為	追加内容
不公平な価格での販売・購入	a.「不公平な価格」を認定する際に考慮する要素について、「プラットフォーム経済分野の場合、プラットフォームとかかわる複数市場における各関連市場間のコスト関連状況及びその合理性を考慮することができる」という内容を追加した。 b.市場条件の同一又は類似を認定する場合の考慮すべき要素に、経営モデル、プラットフォームの類型を追加した。
コストを下回る価格での販売	「コストを下回る価格」を認定する際に考慮する要素について、「プラットフォーム経済分野の場合、プラットフォームとかかわる複数市場における各関連市場間のコスト関連状況及びその合理性を考慮することができる」という内容を追加した。
正当な理由を欠く取引拒絶	a.取引拒絶の類型として定められている制限的条件を設け、取引相手の(当該市場支配的地位を有する事業者との)取引を困難ならしめる行為について、取引相手による受入れが困難な価格を設定して商品を買取り、又はその他の取引を行う、という具体例を追加した。 b.左記の「正当な理由」に、「取引相手が公平・合理・無差別のプラットフォームルールを遵守しない旨を明確に表明し、又は実際に遵守していない場合」を追加した。
正当な理由を欠く取引制限	a.直接的な取引制限と形を変えた取引制限のうち、懲罰的措置や奨励的措置がいずれも後者に該当することを明確にした。 b.左記の「正当な理由」に、「商業秘密又はデータセキュリティを保護するために必要である」及び「プラットフォームの合理的なビジネスモデルを維持するために必要である」という2つの理由を追加した。
正当な理由を欠く商品の抱き合わせ販売・その他の不合理な条件の付加	a.契約条項やポップアップ、操作における必須のステップなど、取引相手による選択・変更・拒絶が困難な方法による抱き合わせ販売を、新たな具体例として追加した。 b.左記の「正当な理由」に、「取引相手及び消費者の利益を保護するために必要な場合」を追加した。
正当な理由を欠く、条件が同等である取引相手に対する差別的取扱い	a.「条件が同等である」ことの認定について、取引の過程で取得した取引相手の取引データ、個々の嗜好、消費習慣等の面における相違は、取引相手の条件の同一性の判断に影響を与えないことを明確にした。 b.左記の「正当な理由」に、「公平・合理・無差別のプラットフォームルールに基づき実施されたランダムな取引」を追加した。

### (3) 事業者結合審査規定(本節において「本規定」という。)

#### ① 「事業者結合」該当性の判断要素の調整

2022年独占禁止法では、以下のいずれかに該当する場合には、事業者結合に該当すると定められている。

- a.事業者の合併
- b.持株・資産を取得する方法による他の事業者の支配権の取得
- c.契約等の方法により、他の事業者の支配権を取得するとき、又は他の事業者に決定的な影響を与えることができるとき。

本規定は、暫定施行規定で定められた上記 c.を判断する際の要素の一部を調整した。具体的な調整内容は、下表のとおりである(太字は調整箇所である。)

調整前	調整後
他の事業者の株主総会の議決事項及び議決メカニズム	他の事業者の株主(総)会などの権力機関の議決事項及び議決メカニズム
他の事業者の董事会又は監事会の構成及び議決メカニズム	他の事業者の董事会など意思決定又は管理機関の構成及び議決メカニズム、並びにその出席率及び議決状況の履歴

また、本規定は、共同支配の概念を規定し、「2 つ以上の事業者が他の事業者に対する支配権を有し、又は決定的な影響を与えられる場合、当該事業者に対する共同支配になる」と定めた。さらに、特定の事業者(以下「**被共同支配事業者**」という。))に対して共同支配権を有する集中に参加する事業者(以下「**共同支配事業者**」という。)の売上高を算定する際、被共同支配事業者の売上高を一度のみ算入し、かつ、共同支配事業者に均等にその売上高を分配するという基準を明確にした。

② ガンジャンピング禁止条項の整備

暫定施行規定では、事業者結合が国務院が定めた申告基準に達した場合、事前に SAMR に申告しなければならず、申告しない場合に事業者結合を実施してはならないというガンジャンピング禁止条項が規定されていたが、本規定では、「申告した後、認可される前に」も実施してはならないことを明確にした。

また、本規定は、申告基準に達していないものの、競争を排除・制限する効果を有し、又は有する可能性がある事業者結合である場合の対応措置も明確にした。すなわち、a.事業者集中をまだ実施していない場合には、未申告のまま又は申告が認可される前には実施してはならず、b.既に事業者集中を実施した場合には、当局からの書面通知を受領した日より 120 日以内に申告すること及び事業者結合の一時停止などの必要措置を取ることが求められている。

③ 事業者結合実施状態の判断要素の明確化

事業者結合を実施したか否かを判断する要素として、本規定は、市場主体登記・権利変更登記の完了、高級管理職の任命、経営の意思決定及び管理への実際に関与、他の事業者とのセンシティブ情報の交換、実質的な業務統合の実施を追記した。

④ 条件付きクリアランスにおける制限的条件の詳細化

条件付きクリアランスにおける制限的条件について、a.知的財産権などの無形資産の切り出しが当該制限的条件の一つとして定められているところ、データも上記「無形資産」に含まれることが明確にされ、b.独占的な取り決めの終了、独立運営の保持、プラットフォームルール・アルゴリズムの変更、互換性の保持又は相互運用性レベルの維持等の行為性条件も追加した。

そのほかに、本規定では、審査手続において、分類等級審査制度の整備<sup>23</sup>、ストップ・ザ・クロック制度の事業者結合審査における運用の詳細化<sup>24</sup>、簡易事件の手続の整備<sup>25</sup>等が行われた。

<sup>23</sup> 2022 年独占禁止法 37 条に規定された事業者結合の分類等級制度に関して、本規定は改めてそれを強調する上、定期的実施効果を評価し、それに基づき審査事業を改善すると追加した。また、情報化システム構築事業を強化し、技術手段の運用により、スマート監督管理を推進し、審査の効果・効率を向上させると規定した。

<sup>24</sup> ストップ・ザ・クロック制度について、詳細は弊所 HP 掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2022 年 7 月 15 日号\)](#)」を参照されたい。

<sup>25</sup> 具体的には、a.簡易事件受理後の情報公開(公開期間は 10 日間)、b.簡易事件の基準を満たさない申告の差し戻し等が規定された。

### 3. インターネット情報部門行政法執行手続規定<sup>26</sup>

国家インターネット情報弁公室、2023年3月18日公布、2023年6月1日施行、部門規則

CACは、インターネット情報部門<sup>27</sup>が実施する行政処罰等のエンフォースメントについて、2023年3月18日に「インターネット情報部門行政法執行手続規定」(以下「本規定」という。)を公布した<sup>28</sup>。本規定は、2017年5月2日に公布された「インターネット情報コンテンツ管理行政法執行手続規定」<sup>29</sup>を全面的に改正したものであり、「行政処罰法」、「行政強制法」、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」等がその上位法である。以下では、企業側の視点に立って、(1)本規定によってどのようなエンフォースメントが行われるか、(2)その際、企業の権益がどのように保護されるかについて説明する。

#### (1) 本規定に基づくエンフォースメント

本規定は、インターネット情報部門によるエンフォースメントに関して、立件、調査・証拠取得、聴聞、処罰の決定・送達及び執行・事件終了についてそれぞれ詳細に定めている。

立件の契機としては、インターネット情報部門が自ら職権により調査を開始する場合と、自然人や法人などによる苦情申立て、不服申立て又は通報を受けて調査を始める場合の二通りがある。原則として、違法行為発生地のインターネット情報部門が管轄権を有する<sup>30</sup>。

立件後のインターネット情報部門による調査・証拠取得においては、特に以下の点について注意が必要である。

##### ① 違法な個人情報取扱活動に係る設備、物品の封印・差押え

封印・差押えは、個人情報保護法 63 条<sup>31</sup>の規定を踏襲し、違法な個人情報取扱活動に用いられたことを証明する証拠が存在する設備又は物品であることが要件とされている。当局の内部手続としては、原則として当該部門の主たる責任者に対し書面により報告し、かつ、その許可を取得する必要があるが、かかる事前の報告や許可の取得を必要としない緊急事態における封印・差押えに関する規定が新たに追加された。なお、緊急事態での封印・差押えが行われた場合、執行官は、24 時間以内にインターネット情報部門の主たる責任者に対し報告し、かつ、許可手続を追完しなければならないとされている。

##### ② 先行登記保存

立件後、証拠が滅失し、又はその後取得が困難となる可能性がある場合、コンピューター、サーバー、ハードディスク、リムーバブルストレージ、メモリーカード等の違法の疑いがある物品に対して先行登記保存が可能である。この場合、当事者又は保有者に通知が届き、現場での立会いなどが必要である。先行登記保存が行われている間、対象物の毀損、破壊又は移動が禁止される。

先行登記保存は上位法たる行政処罰法 56 条に定められている制度であり、本規定では、先行登記保存がなされた証拠に対して行いうる処理について具体的に定めている。

##### ③ 電子データに対する収集・保全

本規定は従前の規定を踏襲し、電子データの収集及び保全するため、現場又はリモートでの証拠取得や、関係者に対する電子データの固定・提出命令といった措置を講じることができるとされている。

<sup>26</sup> 中国語：网信部门行政执法程序规定

<sup>27</sup> インターネット情報部門とは、CAC 及び地方のインターネット情報弁公室を指す(本規定 2 条 2 項)。

<sup>28</sup> 本規定に先立ち、CAC は 2022 年 9 月 8 日に「インターネット情報部門行政法執行手続規定」の意見募集稿を公示しており、本規定は基本的に同意見募集稿の内容を踏襲している。同意見募集稿及び同意見募集稿と現行法との比較の詳細については、弊所 HP 掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2022 年 10 月 14 日号\)](#)」を参照されたい。

<sup>29</sup> 中国語：互联网信息服务内容管理行政执法程序规定。なお、同規定は、本規定の施行により廃止される。

<sup>30</sup> 違法行為発生地には、(i)違法行為を行った者の関連サービスの許可地/届出地、(ii)違法行為を行った者の主たる事業場所/登記地、(iii)違法行為が行われたウェブサイトの作成者、管理者又は使用者の所在地、(iv)違法行為を行った者のネットワーク接続地、(v)サーバー所在地、(vi)コンピューター等の端末機器の所在地が含まれる。本規定の意見募集稿にはなかった「サーバー所在地」が追加されたため、インターネット情報部門の管轄権が拡大されたといえる。

<sup>31</sup> 個人情報保護法 63 条 1 項(4)号によれば、個人情報保護職責を履行する部門は、特定の設備又は物品が違法な個人情報取扱活動に用いられたことを証明する証拠が存在する場合、当該部門の主たる責任者に対し書面により報告し、かつ、許可を取得すれば、当該設備又は物品の封印又は差押えをすることができるとされている。

## (2) 企業の権益に対する保護

本規定は、エンフォースメントの透明化及び当事者の権益保護の向上を図るため、手続の全過程において手続的保障を設けている。

例えば、行政処罰法に定める「一事不再罰」の原則<sup>32</sup>、「違法証拠排除」の原則が明記されており、また、軽微かつ遅滞なく是正され、損害の結果をもたらさない違法行為は処罰しないなどの不処罰事由も定められている。さらに、重大な公共の利益とかかわるなどの特殊な事案に対する行政処罰について前置される法的審査制度<sup>33</sup>及びエンフォースメントの全過程に対する記録などの規定を設けている。

また、対象となった企業は、エンフォースメントの過程において、必要に応じて下記の対応をとることができる。

- 回避の申立て: 当事者は、執行官が事件と直接利害関係を有し、又は公正なエンフォースメントに影響を及ぼす可能性のある関係を有すると判断した場合には、インターネット情報部門に回避を申し立てる権利を有する。但し、回避を申し立てられた執行官による調査作業は、回避決定があるまで停止しない。
- 聴聞の要求: 当事者は、一定の行政処罰<sup>34</sup>決定が下される前に、聴聞の実施を要求することができる。
- 陳述・弁明: 当事者は、インターネット情報部門が行政処罰を決定する前、及びインターネット情報部門が人民法院に強制執行を申し立てる前において、インターネット情報部門に対し、陳述・弁明を行うことができる<sup>35</sup>。
- 異議申立て/行政訴訟の提起: 当事者は、行政処罰決定に不服のある場合には、異議を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。
- 不服申立て・告発: 企業などはインターネット情報部門による行政処罰行為に対し、不服申立て又は告発をすることができ、インターネット情報部門は自らの誤りを発見した場合には、自発的に訂正しなければならない。

## 4. 情報安全技術 個人情報越境移転認証要求(意見募集稿)<sup>36</sup>

全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2023年3月16日公布、2023年5月15日まで意見募集

個人情報越境移転のアプローチの1つである個人情報越境移転の保護認証<sup>37</sup>について、全国情報安全標準化技術委員会秘書処(以下「TC260 秘書処」という。)は、2022年12月16日に、標準化実践ガイドラインとして「サイバーセキュリティ標準実践ガ

<sup>32</sup> 同一の違法行為に対し2回以上の過料を与えてはならない、という原則。

<sup>33</sup> 「行政法執行公示制度・法執行全過程記録制度・重大な法執行決定に係る法的審査制度の全面的推進に関する国务院弁公庁の指導意見」(中国語: 国务院办公厅关于全面推行行政执法公示制度执法全过程记录制度重大执法决定法制审核制度的指导意见)4条によれば、重大な法執行決定における適法性・有効性を確保するため、「重大な法執行決定に係る法的審査」を行う必要があるとされている。本規定においては、処罰決定段階における重大な法執行決定に係る法的審査が定められている。

<sup>34</sup> インターネット情報部門は、次の行政処罰決定をする前に、当事者に対し聴聞の実施を求める権利を有する旨を告知しなければならないとされている。

- a. 比較的高額の過料
- b. 比較的高額な違法所得の没収、比較的高価値な違法財物の没収
- c. 資格の等級(ランク)の引下げ、許可証書(ライセンス)の取消し
- d. 生産停止・営業停止命令、閉鎖命令、特定の業種への参入規制
- e. その他比較的重い行政処罰
- f. 法律、法規、規則の定めるその他の事由

<sup>35</sup> 意見募集稿には、インターネット情報部門が作成した「行政処罰意見告知書」を当事者が受け取ってから3営業日以内に陳述・弁明を提出しなかった場合には、陳述・弁明権利を放棄したものとみなす旨の規定があったが、本規定では当該規定が削除された。

<sup>36</sup> 中国語: 信息安全技术 个人信息跨境传输认证要求

<sup>37</sup> 中国データ法制によれば、CAC が組織する安全評価を要する場合に当たらなければ、個人情報取扱者の取り扱う個人情報を中国国外に移転させる前には、専門機構が行う個人情報保護認証を経ること、又はCACの公布する標準契約に従って移転先と契約を締結することが求められている。2022年個人情報越境移転に関する立法動向の全体像は、弊所HP掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2022年総括号I\)\(2023年1月27日号\)](#)」を参照されたい。



イドライン<sup>38</sup>—個人情報越境取扱活動安全認証規範 V2.0<sup>39</sup>(以下「**認証規範 V2.0**」という。)を公布したが、2023 年 3 月 16 日に、認証規範 V2.0 を国家標準にアップグレードすべく、推奨性国家標準(GB/T)<sup>40</sup>たる「情報安全技術 個人情報越境移転認証要求」の意見募集稿(以下「**本標準意見募集稿**」という。)を公示し、意見募集を開始した。

本標準意見募集稿は、認証規範 V2.0 にある認証主体に関する規定を設けていない点や、センシティブ個人情報及び単独同意などに関する定義を追記した点を除いては、認証規範 V2.0 の内容をほぼ踏襲しているといえる。もっとも、国家標準へのアップグレードに伴い、その適用範囲に「主管部門、第三者評価機構等の組織が個人情報取扱者による個人情報越境提供に対して監督、管理及び評価を行う場合にも適用される」旨が追記されていることは特に注目に値する。

## 5. 認証不要条約<sup>41</sup>への中国の加入

2023 年 3 月 8 日加入書提出、2023 年 11 月 7 日発効予定、国際条約

2023 年 3 月 8 日、中国は、外国公文書の認証を不要とする条約(以下「**本条約**」という。)への加入書を本条約の保管機関であるオランダ外務省に提出し、正式に本条約に加入した。本条約は、2023 年 11 月 7 日に、中国とその加入に対して異議を述べなかった他の締約国との間で効力を生ずることになる<sup>42</sup>。本条約の適用範囲は、締約国<sup>43</sup>にて作成された公文書のみである。


従前より、自然人、法人又はその他の組織が日本の官公署、自治体等が発行する公文書を中国へ提出する場合、①日本の外務省による公印確認を取得したうえ、②中国駐日大使館・領事館の領事による領事認証<sup>44</sup>を経ることが求められている。2023 年 11 月 7 日に本条約が中国と日本との間で効力が生じれば、2023 年 11 月 7 日以降、日本で発行される公文書に関し、「公印確認+領事認証」というこれまでの手順が不要となり、日本の外務省によるアポスティユ(Apostille)<sup>45</sup>を取得すれば足りることになる。

なお、私文書は本条約の適用対象外であるが、日本の公証役場において公証人認証書を付することで、公文書扱いとなるため、公証人による認証を取得すれば、公文書と同様、アポスティユの取得をもって中国への提出が可能となる。

当事務所では、クライアントの皆様ビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>38</sup> サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインは、TC260 秘書処が主導して制定し、公布した標準関連の技術文書であり、サイバーセキュリティに関わる法令・政策、標準、トピックス及び事件等について、サイバーセキュリティ関連の標準及び知識を宣伝し、標準化のための実践ガイドラインを提供することを目的としている。

<sup>39</sup> 中国語: 网络安全标准实践指南个人信息跨境处理活动安全认证规范 **V2.0**。認証規範 V2.0 の詳細は弊所 HP 掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2023 年 1 月 16 日号\)](#)」を参照されたい。

<sup>40</sup> 国家標準は、強制性標準(GB)と推奨性標準(GB/T)に分けられる。

<sup>41</sup> 英語: Convention of 5 October 1961 Abolishing the Requirement of Legalisation for Foreign Public Documents

<sup>42</sup> 本条約 12 条 3 項。中国の本条約への加入ステータスについては、ハーグ国際私法会議の本条約に関する公式ページ(<https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/status-table/?cid=41>)から確認できる。

<sup>43</sup> 現時点において、本条約の締約国(地区)数は 124 であり、日本、香港特別行政区、マカオ特別行政区等が含まれている。

<sup>44</sup> 実際、日本での領事認証は、中国ビザ申請サービスセンターにおいて行われている。

<sup>45</sup> アポスティユとは、本条約に基づく付箋(=アポスティユ)による外務省の証明を指す。